

『貯蓄預金規定』

第1条（振込金の受入れ）

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第2条（自動支払等）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。また、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。ただし、カードを利用した場合の現金自動支払機利用手数料および振込手数料の自動引落しはできるものとします。

第3条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する当金庫所定の「預金残高に応じた利率」によって計算のうえ、毎月1回、第2日曜日の翌営業日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第4条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
2020年4月1日現在